

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。

さっぽろ 市議団ニュース

<第3回定例会>

2015年10月14日

No 139

日本共産党札幌市議団 事務局

tel 211-3221 / fax 218-5124

滞納は生活のSOS、過酷な差し押さえやめよ

太田秀子議員が質問

日本共産党の太田秀子議員は7日決算特別委員会で、市税のゆきすぎた滞納整理について質問しました。

太田議員は、市が市税滞納者に対し差し押さえの「見込み目標」をもって滞納整理を強めていることをとりあげ、「残高3万円を差し押さえられた男性は、妻と子供の3人暮らし、アルバイト勤務の不安定な生活のなかでの3万円は、毎月の食費で、まさに家族の命綱でした」とのべ「滞納は生活のSOSととらえるべき」、「徴収額などの成績を評価して『札幌市滞納整理表彰』を実施しているが、滞納者にとっては過酷な徴収になっていないか」とただしました。

遠藤税制部長は、「表彰は、職員の意識・意欲の向上と組織の活性化をはかること。納税者の話をよく聞き、誠実な態度で説明に努める様に指導している」とのべました。

太田議員は、市税滞納分の納付方法として「年度内納付が出来ない場合、1年間（12ヶ月）の分納が出来るということでもいいのか」、さらに「そのさい納付途中で病気や失業するなど計画通りにいかない時はどうなるのか」とただしました。

遠藤税制部長は「直ちに納付できない、やむおえない事情があると判断される場合は年度内といった一定の期間内に分納で対処している」とし、さらに「震災、病気、事業の廃止などで計画通りいかない場合は再相談に応じる」とのべました。

太田議員は「地方税法第15条では、納められない事情がある場合、滞納者の申請により、1年以内の期限で徴収を猶予することができ、やむを得ない理由がある場合、さらに1年の期間に限り延長できると定められている」と強く求めました。

高齢者への投票支援と期日前投票所の増設と期間延長を

平岡大介議員が質問

日本共産党の平岡大介議員は7日決算特別委員会で、不在者投票制度と期日前投票所の設置拡大について質問しました。

平岡議員は「身体に障害のある方や一定の条件にある方、要介護5に該当する対象者に郵便による不在者投票制度の周知徹底をどのように行っているのか」とただしました。

新谷選管事務局長は「区役所の福祉保健施設の窓口にチラシを設置したり、身体障害者福祉協会の機関誌に広報として周知している」とのべました。

平岡議員は高齢者への投票支援として、「高齢による身体の不調で当日は投票には行けないなども含めた不在者投票制度の対象拡大をくり返し求めてきたが、どのような状況か」、さらに4月の統一地方選挙で投票数の5人に1人が利用した期日前投票の実例をあげ、「第二期日前投票所の設置拡大と投票期間延長は検討しているのか」とただしました。

新谷選管事務局長は「広く障がいのある方に選挙権が行使しやすいよう適用の拡大を国に訴えている」「第二投票所の設置や期間については、多面的に検討しているが、条件の整う会場や人員の確保など課題が多いが、今後も検討する」とのべました。